

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>____の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>・～・ 省略</p> <p>2 前項の規定は、20年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日(教育公務員特例法第8条第1項____の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年に達した日を含む。次条第2項において同じ。)以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の額について準用する。</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当)</p> <p>第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例第2条第1項の規定により退職した者、教育公務員</p> | <p>1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>・～・ 省略</p> <p>2 前項の規定は、20年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日(教育公務員特例法第8条の3第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年に達した日を含む。次条第2項において同じ。)以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の額について準用する。</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当)</p> <p>第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例第2条第1項の規定により退職した者、教育公務員</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>特例法第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者若しくは同法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>・～・ 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第5条の2 前条第1項の規定に該当する者(25年以上勤続し、<u>教育公務員特例法第7条の規定</u>に基づき定められた任期の満了により退職した者を除く。)のうち、職員の定年等に関する条例第2条第1項に規定する定年退職日(<u>教育公務員特例法第8条第1項</u>の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年による退職の日を含む。)から1年前までに退職したものであつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年(<u>教育公務員特例法第8条第1項</u>の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)から10年を減じた年齢以上である者に対する前条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例</p> | <p>特例法第8条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者若しくは同法第8条の3第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>・～・ 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第5条の2 前条第1項の規定に該当する者(25年以上勤続し、<u>教育公務員特例法第8条の規定</u>に基づき定められた任期の満了により退職した者を除く。)のうち、職員の定年等に関する条例第2条第1項に規定する定年退職日(<u>教育公務員特例法第8条の3第1項</u>の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年による退職の日を含む。)から1年前までに退職したものであつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年(<u>教育公務員特例法第8条の3第1項</u>の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)から10年を減じた年齢以上である者に対する前条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方公社(地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により、現実に職務に従事することを要しない期間のあ</p> | <p>法第8条の3第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方公社(地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法第20条の5第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により、現実に職務に従事することを要しない期間のあ</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>る月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。</p> <p>5～8 省略</p> <p>附則</p> <p>1～34 省略</p> <p>35 <u>平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</u></p> <p>36 <u>旧機関（国立大学法人法附則第17条に規定する大学及び同法附則別表第2の上欄に掲げる国立短期大学を含む。）の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の</u></p> | <p>る月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。</p> <p>5～8 省略</p> <p>附則</p> <p>1～34 省略</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第63条第 2 項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</u></p> | |

教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和 31 年 9 月 28 日条例第 52 号）の一部改正 第 3 条に係る部分

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>（目的） 第 1 条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第16条第 2 項の規定に基づき、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する事項を定めることを目的とする。</p> | <p>（目的） 第 1 条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第17条第 2 項の規定に基づき、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する事項を定めることを目的とする。</p> |

農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例（昭和 33 年 1 月 9 日条例第 2 号）の一部改正 第 4 条に係る部分

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>（この条例の趣旨） 第 1 条 この条例は、高等学校における<u>農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律</u>（昭和32年法律第145号）第 3 条の規定に基づき、県立の高等学校において農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に対して支給する産業教育手当に関し、必要な事項を規定するものとする。</p> | <p>（この条例の趣旨） 第 1 条 この条例は、高等学校における<u>農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律</u>（昭和32年法律第145号）第 4 条の規定に基づき、県立の高等学校において農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に対して支給する産業教育手当に関し、必要な事項を規定するものとする。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに<u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法</u>（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項の規定に基づき、教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(時間外勤務等)</p> <p>第6条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。）第10条の2の規定により、教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第8条において同じ。）を勤務させる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて<u>臨時又は緊急のやむを得ない必要がある</u>ときに限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>校外実習その他生徒の実習に関する業務</u> ・ <u>修学旅行その他学校の行事に関する業務</u> ・ <u>職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務</u> ・ <u>非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務</u> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに<u>国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法</u>（昭和46年法律第77号）第8条及び第11条<u>の規定に基づき、教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</u></p> <p>(時間外勤務等)</p> <p>第6条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。）第10条の2の規定により、教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第8条において同じ。）を勤務させる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で<u>臨時又は緊急にやむを得ない必要がある</u>ときに限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生徒</u> <u>の実習に関する業務</u> ・ <u>学校行事</u> <u>に関する業務</u> ・ <u>教職員会議</u> <u>に関する業務</u> ・ <u>非常災害等</u> <u>やむを得ない場合に必要な業務</u> |